

マイナンバーカードをトラストアンカーとした 民間デジタルIDの実装

日本通信株式会社 代表取締役社長
my FinTech株式会社 代表取締役社長
公立大学法人 前橋工科大学 理事長
前橋市アーキテクト

福田 尚久

共助型未来都市の実現

一人ひとりがWell-Beingでいられる街

共助型未来都市の実現

共助型未来都市に求められること

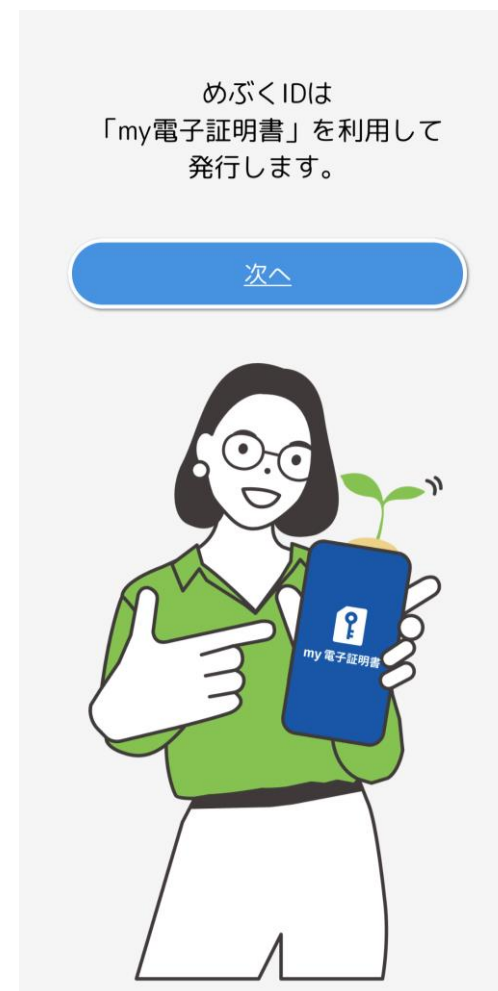
- 本人の同意に基づいて、市民・民間サービス・公的サービスとつながる安心・安全な仕組み
- 個人情報を含むデータの取り扱いに対するガバナンスと透明性の確保
- 暮らしのあらゆる局面の課題解決と様々な領域での自己実現に邁進できるようなパーソナライズサービスの提供
- 持続的な共助型未来都市運営のための資金循環モデルの構築

めぶくID

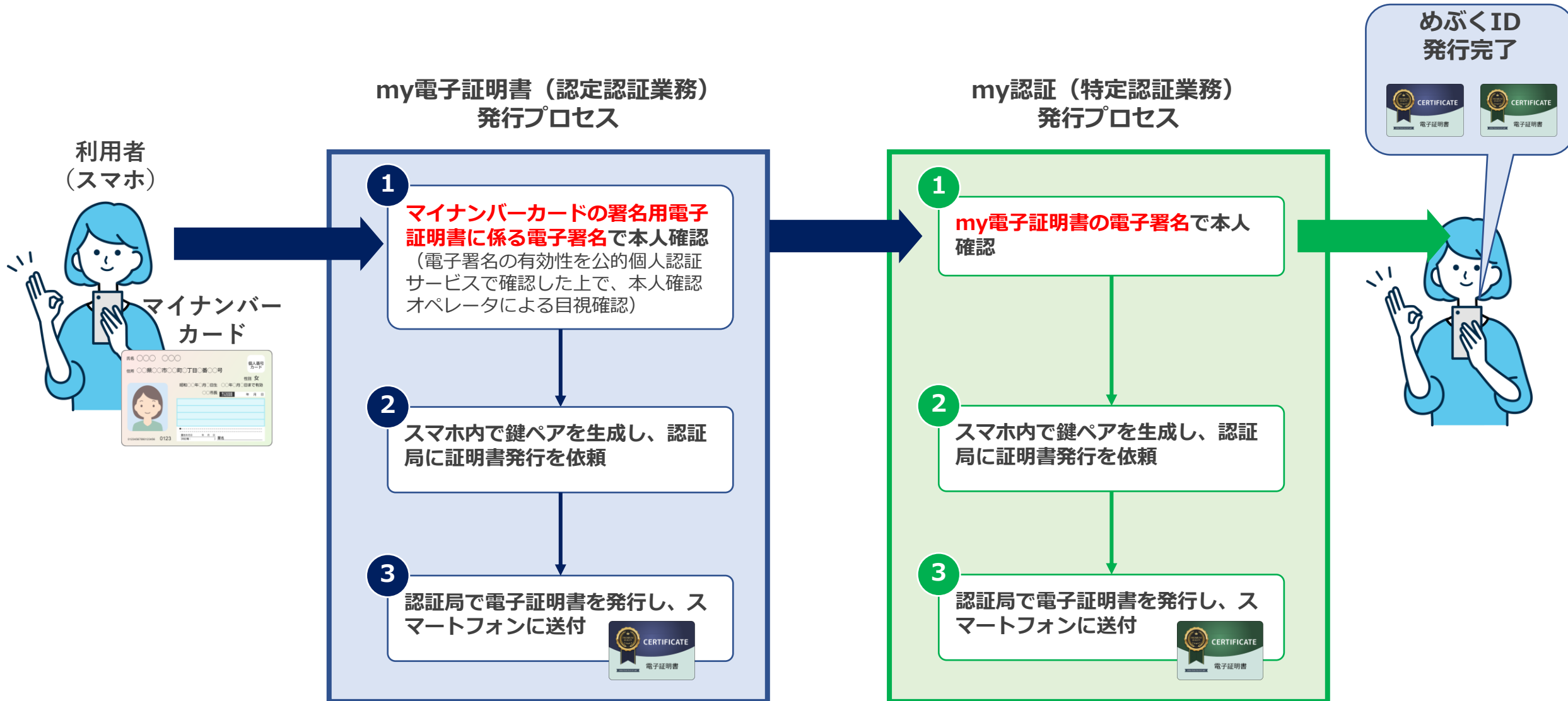
めぶくグラウンド株式会社

(旧まえばしID)

2022年10月21日、「めぶくID」リリース



「めぶくID」作成の流れ



暮らし全般をDXするための「めぶくID」

国・自治体サービス

準公共サービス

民間サービス

めぶくID

電子証明書を発行

マイナンバーカード
の署名用電子証明書
により本人確認

マイナンバーカード

iPhone及び
Androidスマートフォン

電子署名法の
認定認証業務を行う
電子認証局

これまでの道のり

- 2017** **金融庁とFPoSについて議論**
個人のインターネットバンキング利用において、高度化・巧妙化する犯罪手口に対して、今日普及している方法では防御できない
- 2018.5.31** **金融庁が「FinTech実証実験ハブ」においてFPoS実証実験を支援することを発表**
- 2019.1.24** **金融庁が実証実験結果を発表**
監督指針で示されている「中間者攻撃」や「マン・イン・ザ・ブラウザ攻撃」などの高度化・巧妙化する犯罪手口への対策にかかる着眼点も充足する
- 2019.1～** **認定認証局の検討、認定取得に向けた取り組みを開始**

電子署名法の主務三省（総務省、法務省、経産省）と協議
- 2021.1.15** **主務三省に、電子署名法に基づく認定を申請**

(2021.9.1 デジタル庁が発足し、主務省は、デジタル庁と法務省に移管)
- 2021.11.10** **電子署名法に基づく主務大臣の認定を取得**

電子署名法に基づく認定認証業務一覧

(令和4年4月1日現在)

認定認証業務の名称	業務を行う者の名称	認定日
株式会社日本電子公証機構認証サービス iPROVE	株式会社日本電子公証機構	平成13年12月14日
セコムパスポート for G-ID	セコムトラストシステムズ株式会社	平成14年7月4日
TOiNX 電子入札対応認証サービス	株式会社トインクス	平成14年12月10日
TDB 電子認証サービス TypeA	株式会社帝国データバンク	平成15年2月5日
e-Probatio PS2 サービス	NTT ビジネスソリューションズ株式会社	平成17年11月9日
DIACERT サービス	三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社	平成26年2月6日
AOSign サービス G2	日本電子認証株式会社	平成26年7月31日
DIACERT-PLUS サービス	三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社	平成27年1月21日
e-Probatio PSA サービス	NTT ビジネスソリューションズ株式会社	平成28年11月1日
my 電子証明書	my FinTech 株式会社	令和3年11月10日

**スマホ
ベースで初**

出典：デジタル庁「電子署名法に基づく認定認証業務一覧」より抜粋、赤字部分は資料作成者が付与

めぶくIDの特徴

めぶくIDの
基本コンセプト

本人性・真正性、セキュリティ・プライバシーを確保し
パーソナライズされたサービスを安心安全に提供するために
スマートフォン上で実装されるデジタルID

めぶくIDの
特徴

本人性

デジタル上で
法的根拠に基づき
本人が本人であることを
示す
(身分証明書の役割)

真正性

意思表示が本人の意思で
あることを示す
(公正証書の役割)

利便性

持ち運びやすく使いやす
い、多様なプラットフォーム
で機能する汎用性と携
帯性を有する

自己主権

ユーザーが自身の
意思に基づいて
主体的に提供する
データの選択ができる

セキュリティ基盤

認定認証業務の法的効力

(参考) 法令に基づく本人確認義務の規定例

6

●犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）

（取引時確認等）

第四条 特定事業者（第二条第二項第四十三号に掲げる特定事業者（第十二条において「弁護士等」という。）を除く。以下同じ。）は、顧客等との間で、別表の上欄に掲げる特定事業者の区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める業務（以下「特定業務」という。）のうち同表の下欄に定める取引（次項第二号において「特定取引」といい、同項前段に規定する取引に該当するものを除く。）を行うに際しては、主務省令で定める方法により、当該顧客等について、次の各号（第二条第二項第四十四号から第四十七号までに掲げる特定事業者にあつては、第一号）に掲げる事項の確認を行わなければならない。

一 本人特定事項（自然人にあつては氏名、住居（本邦内に住居を有しない外国人で政令で定めるものにあつては、主務省令で定める事項）及び生年月日をいい、法人にあつては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。以下同じ。）

○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

（顧客等の本人特定事項の確認方法）

第六条 法第四条第一項に規定する主務省令で定める方法のうち同項第一号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる顧客等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 自然人である顧客等（次号に掲げる者を除く。） 次に掲げる方法のいずれか

ヲ 当該顧客等から、**電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二二号。以下この項において「電子署名法」という。）**第四条第一項に規定する認定を受けた者が発行し、かつ、その認定に係る業務の用に供する**電子証明書**（当該顧客等の氏名、住居及び生年月日の記録のあるものに限る。）及び当該電子証明書により確認される電子署名法第二条第一項に規定する電子署名が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法

ワ 当該顧客等から、**電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号。以下この号において「公的個人認証法」という。）**第三条第六項の規定に基づき**地方公共団体情報システム機構が発行した署名用電子証明書**及び当該署名用電子証明書により確認される公的個人認証法第二条第一項に規定する電子署名が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法（特定事業者が公的個人認証法第十七条第四項に規定する署名検証者である場合に限る。）

●携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）

（契約締結時の本人確認義務等）

第三条 携帯音声通信事業者は、携帯音声通信役務の提供を受けようとする者との間で、役務提供契約を締結するに際しては、運転免許証の提示を受ける方法その他の総務省令で定める方法により、当該役務提供契約を締結しようとする相手方（以下この条及び第十一条第一号において「相手方」という。）について、次の各号に掲げる相手方の区分に応じそれぞれ当該各号に定める事項（以下「本人特定事項」という。）の確認（以下「本人確認」という。）を行わなければならない。

一 自然人 氏名、住居及び生年月日

○携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第百六十七号）

（用語）

第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

四 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二二号。次号において「電子署名法」という。）第二条第一項の電子署名をいう。

五 電子証明書 自然人にあつては、**電子署名法第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。）**であつて氏名、住所及び生年月日の記録のあるもの又は電子署名等に係る**地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）**第三条第六項の規定により**地方公共団体情報システム機構が発行する同条第一項に規定する署名用電子証明書**をいい、法人にあつては、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書をいう。

（本人確認の方法）

第三条 法第三条第一項の総務省令で定める方法は、次の各号に掲げる相手方の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 自然人（法第三条第三項の規定により相手方とみなされる自然人を含む。） 次に掲げる方法のいずれか

チ 電子署名が行われた情報の送信を受けて役務提供契約を締結する場合は、当該電子署名に係る電子証明書を、当該自然人から受信する方法

出典：総務省「公的個人認証サービスと紐付けられた民間IDの利活用に関する課題整理」より抜粋、紺色枠線は資料作成者が付与

民間IDの位置づけ

(参考) 公的個人認証サービスにおける本人同意に基づく基本4情報の提供 (デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律)

11

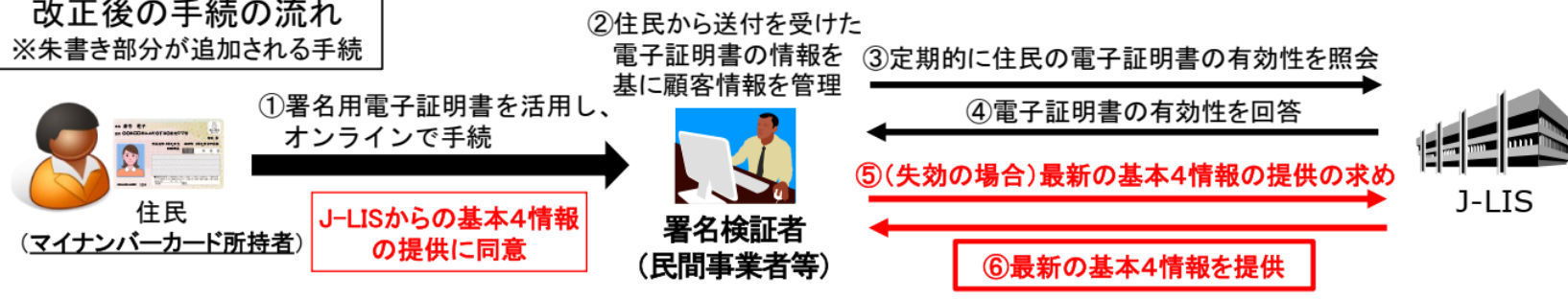
改正の背景

- 公的個人認証サービスにおいては、署名用電子証明書を利用する民間事業者等(署名検証者)は、署名用電子証明書の有効性のみを地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に確認する仕組みであるが、住所変更等により署名用電子証明書が更新された住民について、当該住民の最新の住所情報等を取得することへのニーズが高まっている。
- これを受け、「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ報告」において、本人同意に基づき基本4情報を署名検証者に提供する仕組みを構築し、令和4年度にサービスを開始することを目指すこととされた。

公的個人認証法の一部改正

- 署名検証者(民間事業者等)の求めがあった場合で、本人の同意があるときは、J-LISは、最新の基本4情報(氏名、生年月日、性別及び住所)の提供を行う。
- 署名検証者は、受領した基本4情報について、安全確保措置を講じるとともに、目的外利用・提供の制限が課される。

改正後の手順の流れ ※朱書き部分が追加される手順



改正の効果

- 署名検証者においては、直接本人に照会することなく、住民の最新の住所情報等を取得することが可能に。
- 住民においては、個々の署名検証者に対する住所等の変更手続が不要に。

施行期日: 公布の日から2年以内で政令で定める日

出典: 総務省「公的個人認証サービスと紐付けられた民間IDの利活用に関する課題整理」より抜粋

共助型未来都市の実現

一人ひとりがWell-Beingでいられる街

共助型未来都市の実現

共助型未来都市に求められること

- 本人の同意に基づいて、市民・民間サービス・公的サービスとつながる安心・安全な仕組み
- 個人情報を含むデータの取り扱いに対するガバナンスと透明性の確保
- 暮らしのあらゆる局面の課題解決と様々な領域での自己実現に邁進できるようなパーソナライズサービスの提供
- 持続的な共助型未来都市運営のための資金循環モデルの構築

めぶくID

2022年10月21日
リリース

IDを発行

めぶくグラウンド株式会社

2022年10月6日
設立

前橋のまちづくりの原点は市民の参画にあります。

めぶくグラウンド株式会社の発起人・株主

前橋市

群馬銀行
東和銀行
しのめ信用金庫

カネコ種苗
コシダカホールディングス
ジンズホールディングス
日本通信
ヤマト

前橋市

+

8 事業者

データガバナンス



責任を持った体制が必須



官民共創の株式会社を設立



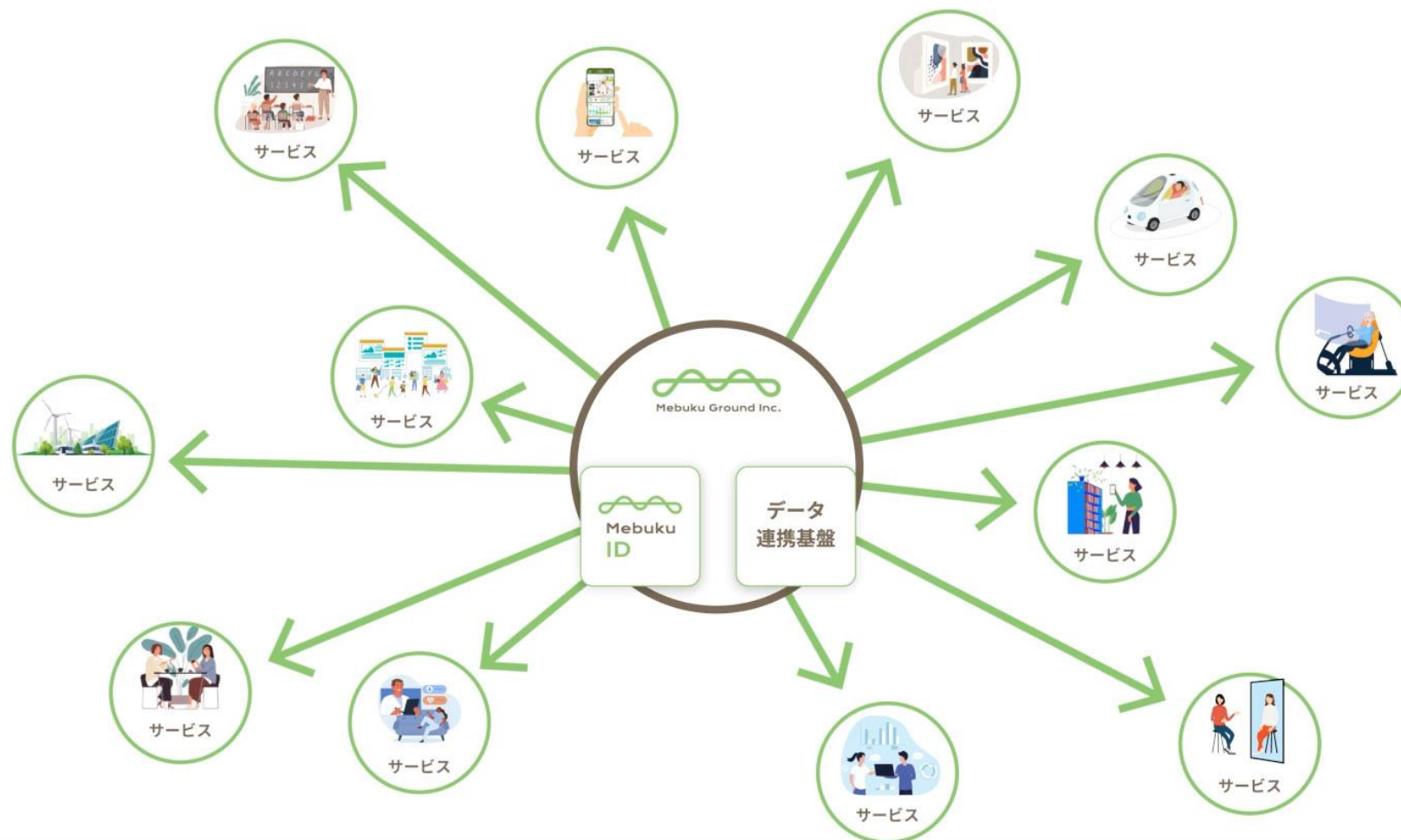
データガバナンス委員会を設置

データガバナンス委員会

委員長: 国領二郎（慶應大学教授）

データガバナンス委員会は共助による豊かで人に優しい社会の構築に向けて、データを持ち寄って下さる個人、行政、企業、団体の意思と利益を守ることが使命とする。データ利用者と提供者の利害や意思が相反する場合は、データ提供者の利益を優先させる運用を会社に徹底させる。この原則下にデータの持ち寄りを促進して社会的、経済的な利得を拡大させることを志し、その果実を市民、事業者や地域プラットフォームを含むステークホルダーで適正に分け合うことを保障する。データガバナンスにもステークホルダーの参加をおおぐことで以上の実現をはかる。

Value（当社が提供する価値）



めぶくIDの発行とデータ連携基盤の提供

めぶくIDの基本画面



めぶくIDの推進原則

- ✓ 「誰一人取り残されない」
- ✓ 「個別最適化」 「パーソナライズ」
- ✓ 「安全安心が大前提・最優先」
- ✓ 「みんなのアイデアを官民一体で推進」



めぶく

ID _____